

# 鳴門教育大学国語教育学会会則

- 第一条 本会は、「鳴門教育大学国語教育学会」と称し、事務局を鳴門教育大学大学院高度学校教育実践専攻教科・総合系国語科教育コース（以下国語科教育コースと称する）に置く。
- 第二条 本会は、会員の研究生活の向上と会員相互の親睦を図ることをもって目的とする。
- 第三条 本会は、前条の目的を達成するために、左の事業を行う。
- 1 学会・研究発表会・講演会などの開催
  - 2 機関誌「語文と教育」の発行
  - 3 親睦のための行事
  - 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第四条 本会は、左の者をもって会員とする。
- 1 国語科教育コースの教員・大学院生・学部学生および修了生・卒業生
  - 2 鳴門教育大学附属小学校（国語部）・中学校（国語科）の教員
  - 3 その他、本会に入会を希望し会長の承認を得た者
  - 4 総会の議を経て推戴された名誉会員
- 第五条 本会に、左の役員を置く。
- 1 会長 国語科教育コース 教員一名
  - 2 理事 国語科教育コース全教員、附属学校教員一名、修了生・卒業生より若干名、大学院生四名、学部学生八名）
  - 3 幹事①庶務（国語科教育コース教員二名、附属学校教員一名、修了生・卒業生より二名、大学院生二名、学部学生四名）  
②研究（国語科教育コース教員二名、修了生・卒業生より二名、大学院生二名、学部学生四名）  
③会計（教員一名）
  - 4 会計監査（修了生または卒業生一名、在学生一名）
- 第六条 役員の仕事および選出方法は、左の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。会長は、原則として国語科コース長が当たる。
  - 2 理事は、理事会を組織し、本会全体にわたる特別な事項を審議する。理事は、会長が委嘱する。
  - 3 幹事は、幹事会を組織し、本会事業の企画・運営に当たるとともに、本会の事務を処理する。教員・大学院生・学部学生の幹事は、それぞれの互選により選出し、修了生卒業生の幹事は、会長が委嘱する。
  - 4 会計監査は、本会の会計を監査するとともに、本会の会計面について必要と思われる事項を勧告する。会計監査は、総会において選出する。
- 第七条 各役員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八条 本会は、毎年夏期に開催する国語教育学会の機会に総会を開き、事業報告、会計報告、役員の交替、その他重要事項の審議決定を行う。ただし、在学生の役員については、毎年四月に交替するものとする。
- 第九条 本会の経費は、会費および寄付、その他の収入をもってこれに充て、会費は年額三千元（大学院生は半額）とする。ただし、名誉会員、学部学生からは会費を受けないものとする。また、主として在学生会員にかかわる事業に必要な経費については、別途徴収する。
- 第十条 本会の会則の変更は、総会の議を経なければならない。
- 付 則 本会会則は、平成七年八月二十七日より施行する。  
本会会則は、平成十六年八月二十日より施行する。  
本会会則は、平成二十年八月二十三日より施行する。  
本会会則は、平成二十七年八月二十四日より施行する。  
本会会則は、令和元年八月二十五日より施行する。  
本会会則は、令和五年八月二十六日より施行する。